

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」(正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)が施行されました。このことに伴い、昭島市では「子供が動く」通級指導学級体制から、「教師が動く」巡回指導体制へ移行するため平成30年度から市内全小学校に「特別支援教室」を設置するよう準備をすすめています。今年度は、3年計画の2年目となります。

これまででは、じつとしていられない、人と上手に向き合えない、強いこだわりがある、知的発達に遅れはないうが、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すなどの特性をもつお子さんが、在籍する学校から特別支援学級に通い、少数人数グループの集団生活の中で「困難さを改善」することに取り組み通級指導を行ってきました。これからは市内を4つのブロックに分け、それぞれのブロックに拠点校を設置して、拠点校の先生がブロック内の小学校(巡回校)を訪問し、在籍する学校の中で指導を行うことになり



ます。制度のこのような変更により、①児童の移動時間の解消、②送り迎えなどの保護者の負担の軽減、③在籍する学校の環境や集団生活の改善に直接結びつく教育活動の実施などの効果が期待されています。

この制度の効果を高めるためには、対象となるお子さんや制度に対する周囲の子供や大人たちの理解が必要不可欠となります。校内の別な場所での学習を行うことに対する差別や偏見は、絶対に生んではならないからです。私が所属する小学校でも、来年度からの本格実施に向けて障害理解・障害児理解についての教育を進めているところであります。

今後、学校と公民館がよい連携を行うことで、さらに広い範囲の方々にも障害者差別解消法や実際の教育活動について知っていただき、共生社会の実現に向けて、地域全体でその児童や保護者を支えていくことができるようになることを願っています。

公民館運営審議会委員
加賀田 真理

公民館運営審議会
活動報告

公民館運営審議会は毎月1回午後7時から開催しています。3月と4月の主な内容についてお知らせします。

◆3月10日(金)
都公連委員会に出席している担当委員より3月に開催された委員会についての報告がありました。

また、委員全員から1月21日(土)に行われた公民館研究大会について意見や感想をいただきました。

事務局からは、終了した講座及び3月に開催する講座の説明がありました。

最後は前期委員による答申について学習、意見交換をしました。

◆4月14日(金)
都公連担当委員より平成29年度実施予定の委員会主催の研修についての説明がありました。

公民館主催事業では事務局より終了した講座の事業報告と今年度開催する「(仮称)夏休み子ども教室」についての説明がありました。

また、最後は前期委員による答申について学習、意見交換をしました。

公民館利用者連絡会
けいじばん

二〇一七年度「公利連総会」が開かれました。

公利連総会が、5月7日(日)の午前10時から、公民館の学習会議室で開かれました。

公民館長の来賓挨拶を受け、今年度は公民館開館35周年にあたるので記念事業を予定していることが話されました。

議長を選出して、16年度の活動報告、会計報告と監査報告を承認しました。引き続き17年度の活動計画と予算案を審議して、承認されました。

なお、役員体制は、昨年度に引き続き、代表は山崎、副代表は高橋、桂が承認されました。また、世話人の退任に伴い、後任の方が承認されました。

*新年度事業計画
・世話人会の開催
・公民館との話し合い
・公利連ニュースの発行
*公民館との連携事業
・利用者懇談会
・公民館35周年事業
・研修会
・利用者懇談会とボックス抽選会など

公民館職員の異動(4月1日付)がありました

(転入)原田 和子 管理係長(子ども家庭部子ども子育て支援課から)
片岸 勉、佐々 和徳(環境部清掃センターから管理係へ)

(転出)柳内 伸好(総務部検査課へ)
中野 義士(総務部防災課へ)

(退職)笹本 寛(管理係長)

以上が承認されました。

なお、昨年度まで行われてきた「公民館まつり」は、公民館の改修工事が予定されていますので、次年度へ順延となりました。

公利連へのご参加を!

なお、まだ公民館利用者連絡会に参加されていない団体やサークルをご存知でしたら参加方を呼び掛けていただければ幸いです。

(代表・山崎)

すぽっと



公民館前庭のタイルを新しく張替ました

改修工事のため、次のとおり利用を休止します。

※小ホール・集会室
・音楽室 12月1日
（金） 平成30年3月31日（土）

※陶芸窯 12月1日
（金） 平成30年6月30日（土）

☆状況により、期間が変更になる場合があります。

公民館の一部を
利用休止します

公民館利用申請受付開始日（抽選日）等のご案内

公民館

公民館登録団体の申込み

施設区分	利用月	受付期間	抽選日	確定期間	調整会議	随時申込み
小ホール	平成29年 11月分	6/1～10	6/11	6/11～20	6/24	予約システムでの申込み、変更、取消しは、利用日の7日前まで。その後は窓口で。
小ホール	平成29年 9月分	6/1～10	6/11	6/11～20	6/24	
以外	平成29年 10月分	7/1～10	7/11	7/11～20	7/22	

※小ホールは改修工事のため、12月から3月の間は使用できません。

※公民館未登録団体の申込みについては、公民館までお問い合わせください。

抽選申込みの注意

公民館登録団体は公共施設予約システムで抽選申し込みができます。

★当選した団体は上の確定期間内にシステムで確定をしてください（確定しないと予約が無効になりますのでご注意ください）。

★落選した団体は、随時申込みが始まる前に、「調整会議」で再度空いている会議室等の申し込みができます。6月、7月の調整会議は公民館第1会議室で午前10時から行います。

※登録団体以外の団体の予約方法についてはお問い合わせください。

公民館利用区分

午前	午前9時～正午
午後1	午後1時～4時
午後2	午後4時～7時
夜間	午後7時～10時

展示室・陶芸窯・暗室・保育室の施設予約は、公民館登録団体が使用する場合、利用月の3ヶ月前の調整会議で申込みができます。調整会議後は公民館の窓口で利用日の2ヶ月前の月の初日から申込みができます。なお、保育室は会議室等が予約されている場合に限り（単独での使用はできません）。

★空き状況は、団体登録の有無にかかわらず「昭島市公共施設予約システム」で確認できます（公民館、市立会館をはじめ市の公共施設に備え付けの端末機のほか、昭島市ホームページ「施設予約」からもご覧いただけます）。

★「昭島市公共施設予約システム」で予約を行う場合は、「予約申込／予約一覧」画面で利用目的・利用人数を入力してください（小ホールで発表会等を行う場合は、舞台担当者との打ち合わせが必要になりますので事前に連絡をお願いします）。

公民館小ホールの特例的利用制度について

小ホールの利用は、公民館登録団体は5ヶ月前からの抽選申込みとなっていますが、次のような利用については、6ヶ月前から申請することができます。

◆公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業（発表会）

◆利用可能団体数 1ヶ月1団体 ◆利用可能区分数 午前から夜間のうち3区分以内

◆利用回数 1団体年1回

◆申請日 利用希望日の6ヶ月前の月の1日から7日まで（休館日を除く）の午前9時から午後5時の間
☆同月開催の公民館運営審議会で決定します。詳しくは、公民館までお問い合わせください。